

平成 29 年 5 月 30 日

個人情報保護委員会

### 特定個人情報保護評価指針の解説の見直し

今般、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）の一部が平成 29 年 5 月 30 日に施行されることに伴い、特定個人情報保護評価指針の解説を更新いたしましたので、お知らせいたします。

主な変更点は次のとおりです。

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）等の条ずれへの対応等
  - ・ 番号法第 26 条 → 第 27 条、第 27 条 → 第 28 条 等
  
- 特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）[記載要領]及び特定個人情報保護評価書（全項目評価書）[記載要領]の変更
  - ・ 別添 1「特定個人情報ファイルの記録項目」に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨の記載が必要であることを追加。別添を参照。